

かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）策定業務仕様書

1 業務名

かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）策定業務

2 業務の目的

本業務は、健康増進法第8条に規定する市町村健康増進計画として、令和8年度から令和17年度を計画期間とする「かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）」の計画策定を目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

令和6年度及び令和7年度の2か年における委託業務については、次のとおりとする。

（1）委託期共通業務

ア）計画策定に係る会議等の運営支援

- ① 亀岡市健康づくり推進会議等の策定に係る会議への出席
- ② 会議等にて使用する資料の作成
- ③ 会議等における進行管理、委員への説明、想定質問の作成等質疑への応答等を含む運営支援
- ④ 会議の議事録および情報公開用のデータの作成
- ⑤ 本市の事務局及び協議会会長などとの事前及び事後の打ち合わせ

イ）計画策定に係る資料の作成等

- ① かめおか健康21の策定に必要な基礎資料、統計資料、情報公開用資料等の作成を行う。なお、資料の作成に際して、国、京都府の計画及び本市の関連計画（第5次亀岡市総合計画、亀岡市地域福祉計画、亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市子どもの貧困対策推進プラン、亀岡市いきいき長寿プラン等）の内容も踏まえた上で作成するものとする。

ウ）計画の推進・進捗管理支援

PDCA サイクルによる推進・進捗管理のための提案等支援を行うこと。

（2）令和6年度業務

ア）健康寿命の延伸と健康格差縮小を行い、健康づくりを進めるために、アンケート調査票の作成・調査の実施及び関係機関ヒアリング、集計と分析を実施

- ① 「かめおか健康プラン21（第2次）」の実施調査内容及び「国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容等国の動向や「きょうとすこやか21（第3次）」を踏まえ、「かめおか健康プラン21実施状況調

査」(以下アンケート調査)を作成する。また、亀岡市健康づくり推進会議に企画提案し、使用する資料、報告書を作成する。

- ②アンケート調査の実施。依頼文・封筒(送付用・返送用)等の作成、発送回収作業を行う。(郵送費用は受託者負担とする。)
- ③アンケート調査結果の点検と入力作業を行う。
- ④課題抽出及び分析等に必要な単純集計、地域別集計・属性集計、時系列集計、クロス集計の提案及び要因分析等を行う。分析については、前回調査結果との比較も行う。
- ⑤市民ニーズ、地域特性等の現状分析のための基礎資料の作成及び調査結果報告書を作成すること。なお、基礎資料・中間報告書(単純集計)は、亀岡市健康づくり推進会議において資料として提出する。令和7年3月末までに最終調整報告書を提出すること。
- ⑥入力が完了した調査票等及び分析に関する資料は市へ提出する。

イ) 計画策定支援業務

- ①国や京都府の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、必要に応じて他市の情報を収集すること。
- ②健康プラン21(第2次)施策の運営分析、政策評価及び次期計画における論点整理
 - ・庁内関係各課、関係団体等と課題の共有や評価指標の設定など、計画の進捗管理に関する提案を行うこと。
- ③健康づくり推進会議及び指定する部会等会議への参画と運営支援
 - ・健康づくり推進会議への出席：令和6年度2回程度開催予定
 - ・庁内会議や関係団体等との意見交換会への出席、会議資料、会議記録作成
 - ・他市町村の情報収集及び資料作成
 - ・その他会議運営に必要な情報収集及び資料作成等、本市及び健康づくり推進会議が指示する事項等
- ④かめおか健康プラン21(第3次)の策定までのスケジュール等の提案及び資料の提出

(3) 令和7年度業務

ア) 計画策定支援業務

- ①国や京都府の動向を把握し情報収集を行い、課題を整理すること。また、必要に応じて他市の情報を収集すること。
- ②健康プラン21(第2次)施策の運営分析、政策評価及び次期計画における施策提案
 - 調査の集計結果や国や府が定める指針等を踏まえ本市の現状分析評価・課題の洗い出しを行うこと。
- ③健康づくり推進会議の策定に係る基礎指標の整理・分析並びに必要な提言及び提案を行う。

④庁内関係各課、関係団体等と課題共有（課題ごとの検討を効果的・効率的に進めるための意見交換会等の運営手法）や評価指標の設定など、計画の進行管理に関する提案を行い、計画策定を支援すること。

イ) 健康づくり推進会議までのスケジュール等の提案及び資料の提出

ウ) パブリックコメント支援業務

- ・市民の意見を幅広く事業計画に反映していくためパブリックコメントを予定しており、これらに必要な支援を行う。なおパブリックコメントの実施にあたっては、本市の「亀岡市民の意見提出手続きを定める要綱」に基づき行い、寄せられた意見の整理・集約、回答案等必要な支援を行う。

エ) 健康づくり推進会議及び指定する部会等会議への参画と運営支援

- ・健康づくり推進会議等への出席：令和7年度3回程度を開催予定
- ・庁内会議や関係団体等との意見交換会への出席
- ・会議資料作成支援
- ・会議記録作成
- ・他市町村の情報収集及び資料作成
- ・その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等、本市及び健康づくり推進会議が指示する事項等

5 成果品

(1) 令和6年度業務成果品

- ア アンケート分析結果報告書（概要版）電子データ（PDF、Word）
- イ アンケート集計、分析データ等データ一式（PDF、Word、Excel）
- ウ アンケート最終調査報告書（PDF、Word）

(2) 令和7年度業務成果品

- ア 計画書（A4判・150頁・本文1色刷）300部
- イ 概要版（A4判・8頁・4色刷）1,000部
- ウ 上記のテキストデータ及びホームページ掲載用データ（PDFファイル）
- エ その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

6 その他

- (1) 本業務で知り得た事項については他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。また、業務完了後は、発注者の指示に従いデータを破棄すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (3) 本業務により得られた成果物等の著作権・その他の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 受注者は、発注者と協議の上、定期的な打ち合わせを行い、確認事項について記録を作成して、後日、発注者の確認を受けること。

- (5) 会議等への出席にかかる交通費等の一切の経費及び資料作成にかかる一切の経費は本委託料に含むものとする。
- (6) 受注者は、本業務を第三者へ一括再委託をしてはならない。